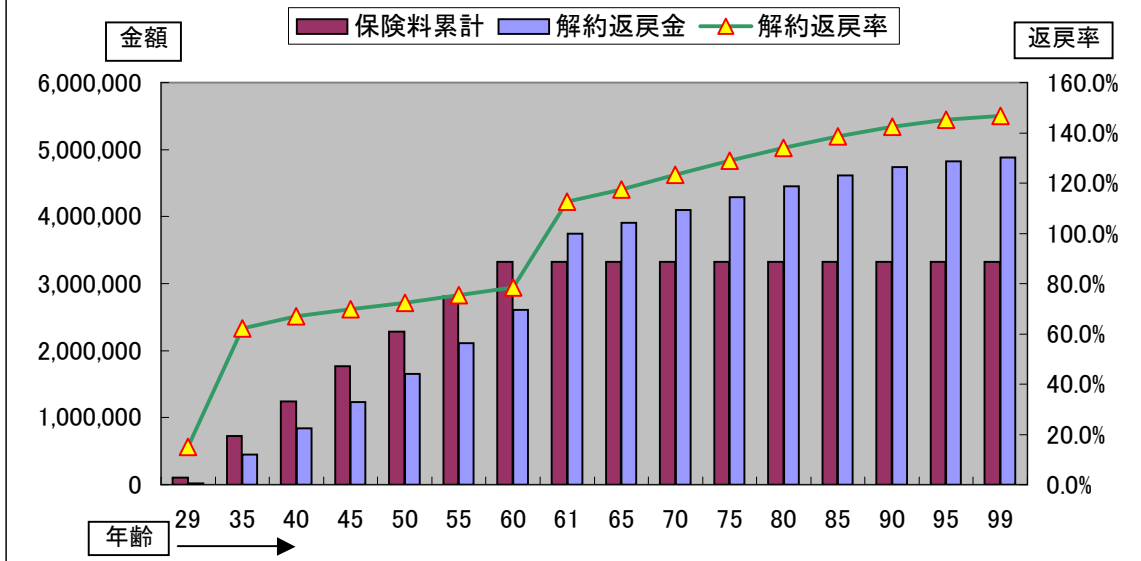


払込保険料累計額と解約返戻金



年齢	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率
29	103,860	15,500	14.9%
35	727,020	452,500	62.2%
40	1,246,320	836,500	67.1%
45	1,765,620	1,232,000	69.8%
50	2,284,920	1,656,000	72.5%
55	2,804,220	2,112,000	75.3%
60	3,323,520	2,606,500	78.4%
61	3,323,520	3,743,000	112.6%
65	3,323,520	3,905,000	117.5%
70	3,323,520	4,101,000	123.4%
75	3,323,520	4,287,000	129.0%
80	3,323,520	4,453,500	134.0%
85	3,323,520	4,610,000	138.7%
90	3,323,520	4,736,000	142.5%
95	3,323,520	4,829,000	145.3%
99	3,323,520	4,881,500	146.9%

1. 60歳までは低解約払戻し期間
これ迄の期間に解約すると損をします。
2. 61歳以降は、払込んだ保険料以上の
解約返戻金が返ってきます。
解約する迄の期間、保障も確保されます。
3. 死亡保障が不要になれば、解約して
年金等セカンドライフの資金として活用
もできます。
4. 利率変動型の為、左記金額は最低保証
されています。

この保険には、**万が一の場合には、死亡一時金が「500万円」確保**されています。

しかし、この万が一が発生する可能性は、非常に少ないのです。

だから、死亡保障を確保しながらも、死なない前提で損をしない保険加入を考えた人が得をします。

「低解約返戻期間」に解約する可能性が少ないと、お考えの方、資金に余裕のある方は、是非ご検討下さい。

そして、セカンドライフ資金として、有効活用して下さい。

契約の詳細は、ホームページの「相談お申込み」フォームよりお問合せ下さい。

電話 0538-34-6379 担当：山野義信

E-Mail y-mail@fpyamano.com

ミスターFP磐田オフィス E-mail: y-mail@fpyamano.com

Copyright© 2006 ミスターFP磐田オフィス All right reserved